

平塚市異業種研究会申し合わせ事項

(名 称)

第 1 条 本会は平塚市異業種研究会と称し（略称 HIG とする）、事務局を平塚商工会議所に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員の自主運営により、会員企業相互間の情報交換を通じて多角的に経営資源を生かし技術革新を進め会員企業の経営、企業体質の強化・向上を目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は前項の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 経営、技術に関する知識・情報の交換。
- (2) 経営基盤の強化、新製品などの研究開発に関する講習会、研究会等の開催および視察の実施。
- (3) 会員相互の親睦と交流懇談会の開催。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(会 員)

第 4 条

- (1) 本会の趣旨に賛同する市内企業の代表者であること。
- (2) 真の交流を図るため、経営者および意志決定権のある者の参加を原則とする。
- (3) 例会その他の会合には必ず出席し相互理解を深めるよう努力する。
- (4) 本会は特別会員を置くことができる。
- (5) 特別会員の規定については、当申し合わせ事項の規程を準用する。

(会 費)

第 5 条

- (1) 会 費 月額 2,500円とし6ヶ月前納とする。
但し、途中で退会しても既納の会費は返却しない。
- (2) 会費の納入は銀行振込とする。
- (3) その他必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(入退会)

第 6 条

- (1) 入会希望者は所定の申込書を本会に提出し役員会の承認を得て加入することができる。
- (2) 会員が退会をする希望する場合は書面をもって本会に提出するものとする。

- (3) 会費納入を怠ったり、本会の趣旨と目的に反した行為があった場合は役員会の合意を得て除名することができる。

(役員)

第7条

- (1) 本会に事業運営を図るため次の役員を置く。
- | | |
|------|------------|
| 名誉会長 | 1名 |
| 相談役 | 1名 |
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 6名以内 |
| 理事 | 会員数の3分の1以内 |
| 監事 | 2名 |
- (2) 役員は総会において役員選考委員を選出しその委員によって選出する。
- (3) 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第8条

本会の会議は、総会、月例会、役員会、グループ会として、本会運営に必要な事項は役員会で審議決定し月例会で報告する。
但し、特に重要な案件については総会で承認を受ける。

(会員の責務)

第9条

諸会議その他で知り得た他社の秘密は絶対に他にもらさないこと。

(顧問等)

第10条

本会の諮問機関として顧問、参与、相談役およびアドバイザーを置くことができる

(旅費等)

第11条

本会の会員が会務により出張する場合の旅費等については次のとおり定める。

- (1) 出張手当は日当として
1日 2,000円、 半日 1,000円とする。
- (2) 交通費は実費とする。
- (3) 会費制の場合は実費を限度とする。
- (4) その他出張に関する費用については役員会に諮るものとする。

(年度)

第12条

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。